

令和2年度 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）

介護職員基本研修・実地研修募集要項

- 1 目的
介護保険施設及び障害者支援施設等の施設並びに居宅において、喀痰吸引等の医行為を適切に実施することができる介護職員等の養成を目的とします。
- 2 実施者
T B C福祉教育センター
- 3 受講対象者
特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設、認知症グループホーム、短期入所サービス、有料老人ホーム、訪問介護・通所介護事業所等に勤務する介護職員等
- 4 定員
40名 ※受講申込者多数の場合、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- 5 研修内容
 - (1) 基本研修
講義（50時間）・筆記試験（択一式）・演習（シミュレータを使用した所定回数以上の各医行為の演習）（計11日間）※詳細は別途定める研修プログラムのとおり
 - (2) 実地研修
喀痰吸引等の対象者に対する該当医行為の所定回数以上の実施（本人又は家族の書面同意が必要）
- 6 受講料
135,000円（テキスト代含む）
- 7 基本研修

内 容	日 程	会 場
講義	1. 令和2年10月17日（土）	T B C福祉教育センター 宇都宮市南大通り 2-1-2 7F
	2. 令和2年10月31日（土）	
	3. 令和2年11月7日（土）	
	4. 令和2年11月14日（土）	
	5. 令和2年11月21日（土）	
	6. 令和2年11月28日（土）	
	7. 令和2年12月5日（土）	
	8. 令和2年12月12日（土）	
筆記試験	9. 令和2年12月19日（土）	
演習	10. 令和3年1月9日（土）	
	11. 令和3年1月16日（土）	
	■人工呼吸器の演習（希望者） 令和3年1月23日（土）	

◇演習補講日 令和3年1月30日（土）

※詳細は別途定める研修プログラムのとおり

8 実地研修

実地研修は、基本研修（講義の筆記試験及び演習の評価）において、一定の成績を修めた者が実施できるものとし、原則として受講者が所属する施設・事業所又は同一法人の施設・事業所において実施する。実地研修の実施に当たっては、別紙「介護職員実地研修の実施要件について」に記載される要件が必要となるため、事前に体制整備を行うこと。

また、指導に当たる予定の看護師は別途開催する「指導看護師養成研修」を受講すること。（平成23～26年度に栃木県が実施した「指導看護師養成研修」、平成27・28年度登録研修機関が実施した「指導看護師養成研修」、平成23、24年度厚生労働省「指導者講習」及び実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について（H23.10.28 社援発1028 第3号）に定める「医療的ケア教員講習会」を修了した者は受講不要。）

※指導については、別添「実地研修の実施手順について」参照

実地研修を実施するには、介護職員を指導する指導看護師を確保すること及び実際に喀痰吸引等の医行為を必要とする利用者があることが必要です。

9 申込書類

別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて申し込みください。

【申込書宛先】

TBC福祉教育センター 喀痰吸引等研修 事務局
〒321-0963 宇都宮市南大通り2-1-2 7F
FAX：028-614-8502

10 締め切り

開講日の20日前まで 17：00必着

11 受講決定

受講決定通知を施設・事業所宛に郵送にて送付します。

12 受講料支払方法

受講決定通知により、支払方法をお知らせします。

13 その他

- ①施設・事業所内で複数の受講希望者がいる場合は、必ず優先順位を記載してください。
- ②受講申込者多数の場合、受講できない場合がありますので、御了承ください。
- ③全日程を修了された方に、修了証明書を交付します。

14 《参考（情報提供）》 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）は労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した事業主・事業主団体に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。また、非正規雇用労働者に対する「キャリアアップ助成金」など該当する場合があります。必要に応じて下記にお問い合わせください。また、事前(1ヶ月前まで)に申請となりますので、ご注意ください。

※問合せ先：栃木労働局助成金事務センター（宇都宮市桜 5-1-13 TEL028-614-2263）

株式会社TBC福祉教育センター
喀痰吸引等研修事務局
〒321-0963 栃木県宇都宮市南大通り2-1-2 7F
TEL 028-651-2171 / FAX 028-614-8502